

☆公害による
健康被害を
許すな!
☆自然環境・
生活環境の
破壊を許すな!



大阪から公害をなくす会 ニュース

大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19

内本町松屋ビル10 370号

TEL 06-6949-8120

FAX 06-6949-8121

E-mail : oskougai@coast.ocn.ne.jp

URL http://oskougai.com/

発行責任者 金谷 邦夫

年間購読料一部2,000円(送料共)

郵便振替 00910-7-300387

寝屋川廃プラ公害 公調委審問 開催される

眞鍋医師と7名の申請人が被害の実態を証言

2月18日、19日の2日間にわたって公調委（公害等調整委員会）による審問が行われ、住民の検診を実施した眞鍋穰医師と7名の申請人が証言しました。

検診した医師、住民自身が証言することは、大阪高裁では申請が却下され、実現していません。

18日、4名の申請人が証言

最初の証言をおこなった女性
は、施設操業後、自宅内外で異



大気調査の様子

臭を感じやがて、湿疹・吐き気・めまい・息苦しさ・頭痛・しびれなど全身症状となったため、余儀なく、奈良へ引越した、と。あと3名の方も同様に症状を証言しました。

住民被害の原因は、 廃プラリサイクル施設

二日目午前に証言した眞鍋医師からは、①かつて堺市の保育所で園児の中に発生したシックハウス症候群の原因をつきとめ改善させた実績をもつこと。専門が小児アレルギー疾患ではあるが、近年では診療所所長として内科医師としても診療にあたっていること、②廃プラリサイクル施設周辺で被害を受け、症状がでている方の検診を4次にわたって行った。丁寧な問診・診察、検査等、また、より専門の医師による診断も仰ぎその結果、住民の症状が「揮発性有機化合物」が原因であり、施設の操業との関係が大と判断した、と証言しました。

相手側のイコール社代理人からは、症状が出ている方に高齢の方がおられることで老化のこ

とを問題視したり、問診の項目に不備があるのでは？、旅行中には症状がおさまっているのは日常生活から解放されたことが要因で普段の症状は心因性のものでは？など、ごくごく細かい点を指摘するだけで、施設と被害の因果関係を打ち消す証言を引き出せませんでした。

被害の実態を証言

19日は、3名の申請人が、証言。一人目の女性は、「桜ヶ丘（廃プラ施設から700mの距離）に住んでいた。2005年以降、外出時に肌が露出しているところに湿疹が出る、鼻水・くしゃみがでるようになった。孫にアトピーや喘息も。2009年に明徳団地に引っ越し、症状は治まったが、臭いを感じる時は皮膚がかゆくなる。孫の喘息もなくなっている。」

二人目の男性「初めて異臭を

感じたのは仕事帰りのバスの中。施設から約500m離れたところあたり。その後、のどが詰まったり、咳き込む、頭や首に湿疹。職場より自宅に戻った時の方が症状がでる。花粉症ではあるが、症状は6月以降も出ている。」

三人目の女性「施設から1300mくらいのところに住んでいる。5年前から外出時、刺すような目の痛みを感じた。鼻水も出た。自宅にとじこもっていると治まる。夫もここ2、3年くしゃみがひどく、目が充血している。」と証言されました。イコール社代理人からは、糖尿病、花粉症等の既往歴を細かく聞いたり、喫煙歴の有無を聞くなどがありました。被害者代理人の質問により、被害の実態がさらに浮きぼりになり、会場を圧倒しました。

二日間を終え、公聴人から1月21日から実施した環境調査で、臭いのきつかった21・22日と23・24日を比較して結果を出し、アンケートの分析も行うことが報告されました。申請代理人からは、分析結果をふまえて上申書の提出を予定していることが補足されました。これらは、5月連休をメドに行われる予定。

（事務局・亀井）